

# 【記載例】

様式第1号(第11条関係)

公立大学法人青森公立大学  
理事長 八 桁 幸 男 様

平成 年 月 日

**4月以降の学年を記入して下さい。**

学籍番号 1170\*\*\*\* 第 3 学年

申請人 住所 〒 030-0196  
青森市大字合子沢字山崎153-4  
電話番号 090-0000-0000

**学生本人及び保証人が、それぞれ自署して下さい。**

氏名 青公大 一郎 印

保証人 住所 〒 030-0822  
青森市中央1丁目22-5

氏名 青公大 太郎 印

授 業 料 減 免 等 申 請 書

**シャチハタ、ゴム印、同一印鑑は不可です。**

授業料の減免・分割納付について、公立大学法人青森公立大学授業料等規程施行細則第11条の規定に基づき次のとおり申請します。

**申請する区分を1つ、○で囲んでください。**

記

申請事項	申請金額	減免期間
※下記のいずれかひとつに○を付けてください。 <input checked="" type="radio"/> 授業料の減免のみ申請する <input type="radio"/> 授業料の分割納入のみ申請する <input type="radio"/> 授業料の減免を申請し、減免不可の場合、分割納入を申請する	31年度 <input checked="" type="radio"/> 前期・後期分  267,900円	4月 1日 から  9月30日 まで

申請理由(具体的に記入してください。)

**家計の状況を具体的に詳しく記入してください。**

**小学生未満、小・中・高・大学生は記入不要です。**

**本人を含む学生全てについて、学校名、学校種別(小・中・高・大学等)、設置者区分(国・公・私立)、通学区分(自宅・自宅外)、奨学金名、奨学金月額等を記入して下さい。**

世帯状況 氏名	年齢	続柄	職業	市町村民税額		その他参考事項
				均等割額	所得割額	
青公大 太郎	47	父	無職	0	0	
青公大 花子	45	母	パート	2,500	0	
青公大 一郎	20	本人	大学生			青森公立大学・自宅外通学 日本学生支援機構第一種 月額51,000円
青公大 二郎	16	弟	高校生			〇〇高等学校・自宅通学
青公大 三郎	13	弟	中学生			●●県立◎◎中学校
青公大 花代	70	祖母	無職	0	0	

- ※ 注意事項
- (1) 氏名欄には自署・押印すること。
  - (2) 納付書及び市町村民税の所得・課税証明書を必ず添付すること。
  - (3) 奨学金を受給している場合、備考欄に奨学金名称、受給月額を記載すること

**本人を含む同一世帯全員を記入して下さい。**

- ※同一世帯とみなす場合
- ・家計を支えているものが、出稼ぎや勤務の関係で別居している場合
  - ・就学又は病気のため一時別居しているとき

- ※同一世帯とみなさない場合
- ・同じ住所に居住していても、生計を別にしてしている場合

# 【記載方法】

※ご兄弟の通う学校へ証明を依頼をしてください。

## 兄弟姉妹等の在学に関する証明書の 授業料免除

平成 年 月 日

担当部（課・係）長 殿

兄弟姉妹等の学校名、学年、氏名等を記入してください。  
※ご家庭で記入し、ご兄弟の通う学校の事務局へ証明の依頼をしてください。

学 校 名 \_\_\_\_\_  
所属学部等 \_\_\_\_\_ 年次  
学 籍 番 号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

このたび、青森公立大学（ 経営経済学部 ・ 経営経済学研究科 ）に在学している

（続柄） \_\_\_\_\_ （氏名） \_\_\_\_\_ が授業料

減免等の申請をするために必要としますので、私に関する下記事項について証明願います。

兄弟姉妹等からみた本学学生の続柄  
※ご家庭で記入してください

授業料減免の申請をする本学学生の氏名  
※ご家庭で記入してください。

### 在学に関する証明

設置者区分	※	ア. 国立学校	イ. 公立学校	ウ. 私立学校
学校種別等	※	ア. 大学の学部 エ. 短期大学 カ. 高等学校・全日制課程 ク. 専修学校・専門課程 コ. その他（ ）	イ. 大学院 オ. 高等専門学校 キ. 高等学校・定時制課程 ケ. 専修学校・高等課程	ウ. 大学の専攻科
通学区分	※	ア. 自宅	イ. 自宅外	

### 授業料免除に関する証明

入学年度	平成	年度	※今年度入学の場合は、以下記入不要	
平成30年度授業料年額			円	※公立高校等で授業料を徴収しない場合は記入不要 ※減免前の額を記入
平成30年度授業料免除状況及び納付金額	前期分	※全額免除・半額免除・（ ）%免除・不許可申請なし・減免制度なし・その他（ ）		円
	後期分	※全額免除・半額免除・（ ）%免除・不許可申請なし・減免制度なし・その他（ ）		円

平成 年 月 日

学 校 名 \_\_\_\_\_

職 ・ 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

- (注) 1. ※の該当事項をそれぞれ○で囲んでください。  
2. 証明印は事務担当者の私印としてください。  
3. 証明を受ける者が複数いる場合は、本用紙をコピーして使用してください。

ご記入いただいた情報は、授業料免除のために利用し、その他の目的には利用いたしません。

兄弟姉妹等の在学・授業料免除に関する事項  
(学校担当者記入)

事務担当者・担任教員等証明欄  
(学校担当者記入)

## 【住宅・家財等の損失状況申告書】の書き方

各欄の記載に当たっては、次の点に注意して下さい。

1. 「住宅の区分・構造」欄：該当するものを○で囲んで下さい。なお、三階建て以上又は地下階のある住宅については、「住宅の区分」欄の「その他」を○で囲み、( )内に、『〇階建て』又は『地下階あり』と記載して下さい。
2. 「住宅の取得年月」欄：住宅の取得年月を記載して下さい。
3. 「住宅の床面積」欄：住宅の総床面積を記載して下さい。
4. 「被害の区分」欄：該当するものを○で囲んで下さい。
5. 「住宅・家財等の損失額の掲載」欄
  - イ 「1 住宅の損失額」欄：住宅の取得時期及び取得価格が明らかな場合は(1)により、住宅の取得時期及び取得価格が明らかなでない場合は(2)により計算して下さい。なお、③を計算する場合の経過年数は耐用年数の「1.5倍した年数」(別表2)が最高年数になります。
  - ロ 「2 家財の損失額」欄：損失した家財の個々の取得時期及び取得価格が明らかな場合は(1)により、家財の個々の取得時期及び取得価格が明らかなでない場合は(2)により計算して下さい。なお、(1)による場合は、別記②「災害を受けた家財の個別明細書」により計算し、当該「⑤時価」の「合計」欄の金額を転記して下さい。
  - ハ 「3 車両の損失額」欄：被災した車両(生活に通常必要でないものを除きます。)ごとに、それぞれ転記して下さい。なお、「普通・軽の区分」欄は、該当するものを○で囲んで下さい。また、⑩を計算する場合の年数は耐用年数の「1.5倍した年数」(別表3)が最高年数になります。
- ニ 「保険金などで補てんされる金額」欄：保険金や共済金、損害賠償金等の支払いを受ける場合に、その支払いを受ける金額がその対象となった損失した資産の区分(住宅、家財、車両の区分)ごとに判明するときは、その損失した資産の区分ごとに、判明しないときは損失財産の被害額等により配分したところにより、記載して下さい。
- ホ 「③」及び「⑩」欄：償却率は、通常の耐用年数に1.5を乗じた年数(1年未満の端数がある場合は切り捨てます)に応じた率を使用します。耐用年数の1.5倍の年数を全て経過していても、被災資産の取得価格の5%に相当する金額は残ります。経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

【別表 1】地域別・構造別に工事費用表（1 m<sup>2</sup>当たり）

（単位：千円）

	木 造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
青森県	1 3 9	1 3 4	2 6 3	1 6 6
岩手県	1 4 3	2 2 2	1 8 3	1 7 5
宮城県	1 4 6	1 4 6	1 6 7	1 7 7
秋田県	1 3 7	1 3 5	1 9 0	1 6 6
山形県	1 4 6	2 3	1 3 4	1 5 4
福島県	1 4 9	1 4 3	1 9 9	1 7 2
茨城県	1 5 4	2 0 4	1 7 9	1 8 6
栃木県	1 5 5	1 4 5	1 7 0	1 7 7
千葉県	1 6 1	1 9 8	2 1 1	1 9 6

【別表 2】住宅の構造別耐用年数表

構造	耐用年数	1.5 倍した年数	償却率
木造造	22 年	33 年	0.031
木造モルタル造	20 年	30 年	0.034
鉄筋コンクリート造	47 年	70 年	0.015
軽量鉄骨造	27 年	40 年	0.025

【別表 3】車両の種類別耐用年数表

種類	耐用年数	1.5 倍した年数	償却率
普通自動車	6 年	9 年	0.111
軽自動車	4 年	6 年	0.166

【別表 4】家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30～ 39	800	
40～ 49	1,100	
50～	1,150	

【別表 5】損失割合表（家屋及び家財の被害割合の算出に使用）

区分	被 害 区 分	損失割合		摘 要
		住宅	家財	
損	全壊（全焼）・倒壊等	% 100	% 100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
	（倒壊に準ずるものを含む）			住宅の主要構造部の損失額がその住宅の時価の 50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 70%以上である場合
壊	半 壊（半 焼）	50	50	住宅の主要構造部の損失額がその住宅の時価の 20%以上 50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 20%以上 70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一 部 破 損	5	5	住宅の主要構造部の損失が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する損害を受けた場合

（注）車両に係る被害割合については、津波等による流出、又は「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合 100%とする。

「補修を加えれば再び使用できる場合」は被害割合 50%とする。

～記載例～

(住宅・家財等の損失に関する申告書)

住宅・家財等の損失状況申告書 (震災・火災等)

営業によらないもの(自宅等)の損失は左欄に、営業によるものの損失は、右欄に記載して下さい

		営業によらないもの	営業によるもの
住宅の区分		平屋建・二階建・その他( )	平屋建・二階建・その他( )
住宅の構造		木造・鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄筋コンクリート・鉄骨造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄筋コンクリート・鉄骨造
住宅の取得年月		昭和・平成 3 年 6 月	昭和・平成 年 月
住宅の面積		125 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
損害の区分		全壊(全焼)・半壊(半焼)・一部破損	全壊(全焼)・半壊(半焼)・一部破損
1 住宅の 損失額	(1)取得価格等が明らかな場合 住宅の取得価格	①	円
	(2) (1)以外の場合 1 m <sup>2</sup> 当たりの工事費用×総床面積	②	139 千円/m <sup>2</sup> × 125 m <sup>2</sup> = 17,375,000 円
	(①又は②)×0.9×償却率(0.031)×経過年数 (20年) <small>償却率、経過年数については、【別表2】を参照</small>	③	9,695,250 円
	直前の時価相当額((①又は②)−③)	④	7,679,750 円
	損害額 (④×損害割合(100%))	⑤	7,679,750 円
	保険金等で補てんされる金額	⑥	0 円
	差引損失額 (⑤−⑥)	⑦	7,679,750 円
2 家財の 損失額	(1) 取得価格等が明らかな場合 家財の時価の合計額	⑧	円
	(2) 家族構成別家財評価額 <small>評価額については、【別表4】を参照</small> (世帯主の年齢 58 歳 : 夫婦・独身)	⑨	11,500,000 円
	(1)以 外の 場合 生計を一にする親族による加算額 大人(18 歳以上の者)1 人につき 1,300,000 円 子供(18 歳未満の者) 1 人につき 800,000 円	⑩	大人 1,300,000 円× 2 人 = 2,600,000 円 小人 800,000 円× 人 = 円 計 2,600,000 円
	直前の時価相当額(⑨+⑩)	⑪	14,100,000 円
	損害額((⑧又は⑪)×損害割合(100%))	⑫	14,100,000 円
	保険金等で補てんされる金額	⑬	5,000,000 円
	差引損失額 (⑫−⑬)	⑭	9,100,000 円
3 自家用 自動車の 損失	普通・軽の区分	普通自動車・軽自動車	普通自動車・軽自動車
	取得年月	19年 11月	年 月
	車両の取得価格	⑮	1,800,000 円
	⑮×0.9×償却率(0.111)×年数(3年)	⑯	539,460 円
	直前の時価相当額(⑮−⑯)	⑰	1,260,540 円
	損害額(⑰×損害割合(100%))	⑱	1,260,540 円
	保険金などで補てんされる金額	⑲	1,000,000 円
差引損失額 (⑱−⑲)	⑳	260,540 円	
損失額の合計 (⑦+⑭+⑳)	㉑	17,040,290 円	
			471,476 円

※裏面にも記載欄あり